

北九州宗像中央病院入院患者に対する面会に関する規程

第1条(目的)

この規程は、入院中の患者に対する家族等の面会について、患者の療養生活の質の向上、尊厳の保持、家族等との関係維持および円滑な退院支援に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

第2条(基本方針)

1. 当院は、感染対策等の正当な理由なく、入院患者に対する家族等による面会を妨げないものとする。
2. 面会の実施に当たっては、患者の病状、療養環境、安全管理および院内感染防止に配慮しつつ、必要以上に厳格な制限とならないよう運用するものとする。
3. 面会制限が必要な場合は、目的・期間・対象を明確にし、合理的な範囲に限定する。

第3条(面会者)

面会できる者は、原則として次に掲げる者とする。

1. 家族、親族、それに準ずるキーパーソン、患者本人が希望する者
ただし面会者に感染症が疑われる症状がなく、ご家族等身近な者が感染症にかかっていない者
(第6条5項6項参照)
2. 中学生以下の小児の面会は事前申請を原則とし、患者の状態や感染状況を踏まえて医師が判断する
3. その他、病院が適当と認める者
4. 面会可能な対象者は感染症の流行状況等により病棟運営上必要な範囲で調整することができる

第4条(面会時間等)

1. 面会時間は、原則として平日・土日祝日 12時00分～20時00分
2. 時間外の面会は、患者の状態や緊急性に応じて主治医、当番医、病棟責任者が判断する
3. 1階受付にて「来院者問診票」の記入(最終受付 19:30)
4. 面会場所は、原則として病室、デイルーム、面談室等とする。ただし感染対策上必要な場合は、面会場所を限定することができる
5. 面会人数および面会時間、原則1回2名まで、30分程度とし、感染症の流行状況等により病棟運営上必要な範囲で調整することができる

第5条(面会時の遵守事項)

面会者は、次の事項を遵守するものとする。

1. 静粛を旨とし、他の患者、病院職員等に迷惑を及ぼさないよう努めること
2. 病院が定める面会受付方法や手指消毒、マスクの着用等の感染対策に協力すること
3. 第3条・4条・5条の面会可能な方(続柄)・面会時間・人数・指定された面会場所等を守ること
4. 感染対策等により面会方法、時間等が変更になった場合は病院職員の指示に従うこと
5. 見舞い品として飲食物等を持ち込む場合、患者が入院する病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者の許可を得てこれを行うこと

面会者は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 病院敷地内での飲酒・喫煙など、院内で禁止された行為を行わないこと
2. 病棟内での飲食、撮影、録音その他病院が不適当と認める行為を行わないこと

3. 許可なく中学生以下の小児の同行を行わないこと
4. 他の患者の療養環境を妨げないこと

前項各号に違反した場合、またはその恐れがあると認めるときは、病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者は、直ちにその面会を中止することができる。

第6条(面会の制限)

病院は、次のいずれかに該当する場合に限り、面会の全部または一部を制限および拒否することができる。

1. 院内感染防止上、必要がある場合
2. 患者の病状、処置、療養上の必要がある場合
3. 他の患者の療養環境や安全管理に支障を及ぼすおそれがある場合
4. 災害、事故、緊急対応等により、病棟運営上やむを得ない場合
5. 面会者が発熱(37.0℃以上)、咳、咽頭痛、下痢、嘔吐等の感染症が疑われる症状がある場合
6. 面会者やそのご家族等身近な方がインフルエンザ・はやり目・はしか・風しん・みずぼうそう・おたふくかぜ・感染性胃腸炎・新型コロナウイルス等の感染症にかかっている者
7. 面会者が本規程または病院職員の指示に従わない場合
8. その他、病院長が必要と認めた場合

面会制限は、一律・恒常的に行わず、必要性を踏まえて個別に判断し、必要最小限の範囲で実施するものとする。ただし、面会する者にやむを得ない事情がある場合は、代替案の提示又は丁寧な説明を行い、院内感染拡大状況ならびに社会的合理性も踏まえ、過度な面会制限にならないように努める。

第7条(制限時の対応)

1. 面会を制限する場合は、患者または家族等に対し、可能な範囲でその理由を説明するものとする
2. 面会制限中であっても、患者の状態や状況に応じて、面会機会の確保に努めるものとする
3. 必要に応じて、オンライン面会、電話連絡、短時間面会等の代替手段を活用するものとする

第8条(特別な配慮を要する場合)

次に掲げる場合には、病院は必要な配慮を行うものとする。

1. 病状説明、退院支援、意思決定支援が必要な場合
2. 終末期・重篤時・急変時等、患者および家族への支援が特に必要な場合
3. 認知症、せん妄、精神的動揺等により、家族等の関わりが療養上重要な場合
4. その他、病院が必要と認める場合

第9条(周知)

1. 本規程は、病棟等の見やすい場所に掲示するとともに、必要に応じて患者および家族等へ説明するものとする。
2. 当院ホームページ、入院案内等への掲載により、周知に努めるものとする。

第10条(見直し)

本規程は、感染症流行状況、法令・通知、院内の運用状況等を踏まえ、定期的に見直すものとする。

見直し内容は感染対策委員会等で審議、記録を残し、運営会議で承認する。

附則

この規程は、令和8年5月1日から施行する。

面会制限レベル

当院では入院患者の病状、療養環境、安全管理および院内感染防止に配慮しつつ、必要以上に厳格な制限とならないよう面会制限のレベルを設定しております。このレベルはインフルエンザや感染性胃腸炎などの福岡県流行レベルマップを参考にしながら設定しております。

ただし下記症状がある方などは面会制限に関係なく常時面会をご遠慮ください

- 発熱(37.0℃以上)、咳、咽頭痛などの風邪症状がある方、
- 下痢、嘔吐等消化器症状がある方
- 感染症(インフルエンザ・はやり目・はしか・風しん・みずぼうそう・おたふくかぜ・感染性胃腸炎・新型コロナウイルス等)の隔離期間中の方または学校、職場、家庭内で流行している方
- 免疫力の弱いお子様への感染と、流行防止のため**中学生以下(中学生含む)の小児の面会は事前申請を原則**としております。**申請がない場合は面会をお断りする場合があります。**ご了承ください。

★衛生管理および感染予防のため、面会中のご飲食はご遠慮願います

★マスク着用と手指消毒の徹底・検温、来院者問診票の記入をお願いします

制限なし

レベル 1

面会制限:なし(原則、体調が悪い方はご遠慮ください)(他患者の療養の妨げにならないよう長時間の面会はお控えください(**30分程度を目安**にご協力お願いします))
流行レベル:感染症の流行がみられない

一部制限

レベル 2

面会制限:面会時間の制限(滞在時間の短縮)、面会者の制限(人数・流行地域など)
制限内容:「1回15分以内」「1回につき2名まで」「流行地域に居住、または1週間以内に滞在・移動した方はご遠慮ください」など
流行レベル:伝染する感染症の発生が県内・県外で**確認**されている
感染症に関する**【注意報】**が出ている

面会制限

レベル 3

面会制限:受付時間・曜日の制限、面会時間、回数、面会者の制限(人数・関係性など)
限定した部署等の一時的な面会禁止(病棟・病室・ゾーン)
制限内容:「家族のみ」「1日1回」「15分以内」「同時に2名まで」「〇〇病棟面会禁止」など
流行レベル:伝染する感染症の発生が県内で確認され**増加傾向**にある
感染症に関する**【警報】**が出ている
感染対策上、面会制限を病院が必要と判断した場合

面会禁止

レベル 4

面会制限:**面会禁止(病院全体)**
面会条件:特別な状況、許可できる方のみ(必ず病院職員の指示に従ってください)
流行レベル:伝染する感染症の発生が県内で確認され**蔓延傾向**にある
感染症に関する**【警報】**が出ている
施設内での集団感染(クラスター)発生時や、緊急事態宣言下など感染対策
面会禁止を病院が必要と判断した場合